

官報 号外

昭和三十九年十二月十八日

○第四十七回 参議院會議錄第八号

昭和三十九年十二月十八日(金曜日)
午前十一時四分開議

○議事日程 第七号

昭和三十九年十二月十八日
午前十時開議

- 第一 國際博覽會に關する条約及び千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名された國際博覽會に關する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第二 農業共済再保險特別會計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 地方議會議員退職一時金制度の法制化等に關する請願
- 第四 町村職員の低賃金改善に關する請願(三十七件)
- 第五 退職市町村職員の処遇改善に關する請願
- 第六 人事院勧告に基づく給与改定の財源措置に關する請願(二件)
- 第七 地方公務員の給与改定に伴う所要財源に關する請願(二件)
- 第八 県営大規模團場整備事業の補助率引上げに關する請願
- 第九 農林業に基盤を持つ町村の財政確立に關する請願(二件)
- 第一〇 新産業都市建設に伴う国の財政措置に關する請願(二件)
- 第一一 新産業都市建設事業促進に關する請願(二件)

昭和三十九年十二月十八日 参議院會議錄第八号

- 第二二 地方交付税の算定における発電水利使用料算入の撤廃に關する請願(二件)
- 第二三 地方財政の窮乏打開に關する請願(二件)
- 第二四 地方財政計画の早期策定に關する請願(二件)
- 第二五 地方交付税の税率引上げに關する請願(百二件)
- 第二六 交付税率引上げ等による町村税財源の拡充強化に關する請願
- 第二七 内陸工業団地造成事業に対する資金助成の強化に關する請願
- 第二八 北海道、東北冷害対策強化に關する請願
- 第二九 政府金融機關の融資額の増大と貸出金利引下げに關する請願
- 第三〇 国立東北工業開発試験所の早期設置に關する請願
- 第三一 中小企業近代化資金助成法の国庫負担率引上げに關する請願(二件)
- 第三二 中小企業建設業に対する建設機械貸与に關する請願
- 第三三 電気工業法制定に關する請願
- 第三四 鋳業政策確立に關する請願
- 第三五 一般物価の値上げ反対及び独占価格の引下げに關する請願(二件)
- 第三六 物価値上げ反対等に關する請願
- 第三七 後進地域開発促進に關する請願
- 第三八 岡山県笠岡、井原地区の備後工業整備特別地域追加編入に關する請願

- 第二九 鋳業企業の体質改善施策に關する請願
- 第三〇 静岡保護観察所、静岡地方公安調査庁合同庁舎新営に關する請願
- 第三一 仙台南等裁判所秋田支部の存置に關する請願(二件)
- 第三二 保護司に対する実費弁償金増額等に關する請願(二件)
- 第三三 石炭鋳業の合理化に伴う学校教育対策に關する請願
- 第三四 産炭地振興対策の強化に關する請願
- 第三五 開拓農家の安定化対策に關する請願
- 第三六 へき地農山漁村電気導入事業への補助金交付継続に關する請願
- 第三七 寒冷地帯における農業構造改善事業の早期完了促進に關する請願
- 第三八 昭和四十年年度農業構造改善予算確保に關する請願
- 第三九 農業構造改善事業促進対策の整備刷新に關する請願
- 第四〇 農業共済団体事務費中職員給与の予算補正に關する請願
- 第四一 果樹共済制度確立促進に關する請願(二件)
- 第四二 漁港の整備促進等に關する請願
- 第四三 沿岸漁業構造改善促進対策事業の完全実施に關する請願
- 第四四 いか釣漁業の不漁対策推進に關する請願(二件)
- 第四五 鮮魚出荷業者等の態状打開に關する請願
- 第四六 農林漁業の革新的近代化に關する請願
- 第四七 特定郵便局局舎の整備促進に關する請願
- 第四八 福島県内の電話即時化に關する請願
- 第四九 松山郵政局庁舎新築に關する請願(八件)
- 第五〇 公立文教施設整備促進に關する請願
- 第五一 新潟大学に歯学部設置に關する請願
- 第五二 学校栄養士の設置に關する請願(十一件)
- 第五三 青少年の健全育成に關する請願
- 第五四 義務教育における特殊学級の設置運営に対する国庫補助金増額に關する請願(二件)
- 第五五 奈良女子大学に大学院理学研究科(修士課程)設置に關する請願
- 第五六 日本学校安全会事務費全額国庫補助に關する請願
- 第五七 小、中学校児童生徒の通学費国庫助成に關する請願
- 第五八 へき地小規模校を有する市町村に対し教職員定数の標準及び給与費等国庫負担に關する請願
- 第五九 学校視聴覚教育振興法制定に關する請願
- 第六〇 高等学校視聴覚教材設置に關する請願
- 第六一 へき地教育振興に關する請願
- 第六二 県立島根農科大学の国立大学移管に關する請願
- 第六三 昭和四十年年度に島根農科大学の国立移管に關する請願
- 第六四 日本学校安全会の災害防止活動経費全額国庫補助等に關する請願
- 第六五 小、中学校における書写、書道教育振興等に關する請願
- 第六六 義務教育施設整備と通学対策強化に關する請願
- 第六七 空港整備促進に關する請願
- 第六八 東北本線並びに奥羽本線の複線化、電化及びこけ配改良工事促進に關する請願
- 第六九 三陸沿岸縦貫鉄道の早期完遂に關する請願
- 第七〇 日本国有鉄道第三次投資計画実現に關する請願
- 第七一 名古屋港高潮防波堤建設に伴う犠牲小型船業者の救済融資措置に關する請願
- 第七二 奥羽本線十文字駅舎改築並びに貨物ホーム整備促進に關する請願

第七三 警越東線における準急列車増強に関する請願

第七四 丸森線、野岩羽線及び只見線の早期建設に関する請願

第七五 鳥取県境港新港整備五箇年計画促進に関する請願

第七六 国鉄の第三次長期計画推進に関する請願

第七七 総合観光開発推進に関する請願

第七八 国鉄第三次長期計画の資金確保に関する請願

第七九 東北本線北上、六原駅間に簡易駅設置の請願

第八〇 国後島、択捉島、北千島及び樺太地域への基盤実現に関する請願

第八一 原水爆の禁止等に関する請願

第八二 緑川並びに関連支派川の改修事業促進に関する請願

第八三 東北自動車道の早期着工に関する請願

第八四 鳥取県千代川の一級河川指定等に関する請願

第八五 鳥取県千代川水系の一級河川指定に関する請願

第八六 関東ローム地域の道路整備特別立法等に関する請願(二件)

第八七 奥州中部、北上山地縦貫産業開発道路早期着工に関する請願

第八八 道路整備措置に関する請願

第八九 越自動車道の早期建設に関する請願

○本日の會議に付した案件

一、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員)

一、中小企業の危機打開に関する決議案

一、日程第一 国際博覧会に関する条約及び千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

一、日程第二 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

一、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

一、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(在外財産問題審議会委員)

一、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

一、衛生検査技師法の一部改正に関する請願外三百三十六件の請願

一、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昨十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 丸茂 重貞君

同 栗原 祐幸君

同 山崎 齊君

同 塩見 俊二君

同 鬼木 勝利君

同 竹中 恒夫君

同 吉武 恵市君

同 鈴木 万平君

同 小宮市太郎君

同 牛田 寛君

同 堀本 宜実君

同 上林 忠次君

同 重政 庸徳君

同 林田 正治君

同 山口 重彦君

同 大森 創造君

同 大谷藤之助君

運輸委員 吉田忠三郎君

建設委員 辻 武寿君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 上林 忠次君

同 堀本 宜実君

同 林田 正治君

同 鈴木 万平君

同 辻 武寿君

同 重政 庸徳君

同 大谷藤之助君

同 塩見 俊二君

同 山口 重彦君

同 栗原 祐幸君

同 牛田 寛君

同 丸茂 重貞君

同 竹中 恒夫君

同 山崎 齊君

同 小宮市太郎君

同 吉田忠三郎君

同 吉武 恵市君

同 大森 創造君

同 鬼木 勝利君

同 丸茂 重貞君(丸茂重貞君の補欠)

同 農林水産委員会 理事 山崎 齊君(山崎齊君の補欠)

同日議員堀原茂嘉君外六名から委員会審査省略の要求書を付して左の議案が提出された。

中小企業の危機打開に関する決議案

同日左の議案を衆議院に送付した。

建設省設置法の一部を改正する法律案(第四十六回国会内閣提出衆議院送付、本院継続審査)

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第四十六回国会内閣提出衆議院送付、本院継続審査)

同日衆議院送付の左の内閣提出案を衆議院に回付した。

特別職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

国際博覧会に関する条約及び千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件議決報告書

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案可決報告書

地方行政委員会請願審査報告書第一号

法務委員会請願審査報告書第一号

外務委員会請願審査報告書第一号

文教委員会請願審査報告書第一号

農林水産委員会請願審査報告書第一号

農工委員会請願審査報告書第一号

運輸委員会請願審査報告書第一号

通商委員会請願審査報告書第一号

建設委員会請願審査報告書第一号

災害対策特別委員会請願審査報告書第一号

石炭対策特別委員会請願審査報告書第一号

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和三十一年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

交付税及び歳入税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

特別職の職員に給与に関する法律等の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の送付した左の議案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

法務省設置法の一部を改正する法律案(第四十六回国会内閣提出、本院継続審査)

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

昭和三十九年度分の地方交付税の特例等に関する法律

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

一般職の職員に給与に関する法律等の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

特別職の職員に給与に関する法律等の一部を改正する法律

法務省設置法の一部を改正する法律

同日本院は、日本銀行政策委員会委員に堀武芳君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

日本放送協会昭和三十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書同日内閣から、左記の者を米価審議会委員に任命

したので、国会法第三十九条但書の規定に基づき本院の議決を求める旨の要求書を受領した。

衆議院議員 丹羽 兵助

○議長(重宗雄三君) これより今日の会議を開きます。

この際、日程に追加して、

国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

内閣から、衆議院議員丹羽兵助君を米価審議会委員に任命することについて、本院の議決を求めまいりました。

同君が同委員につくことができると議決することにより御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) この際、おはかりいたします。

梶原茂嘉君外六名発議にかかる「中小企業の危機打開に関する決議案」は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。梶原茂嘉君。

中小企業の危機打開に関する決議案

右の議案を決議する。

昭和三十九年十二月十七日

発議者 梶原 茂嘉 赤岡 文三

上原 正吉 藤田 進

向井 長年 鈴木 一弘

賛成者 植垣 弥一郎 大谷 藤之助

川上 為治 岸田 幸雄

豊田 亨弘 小林 英三

阿部 雅幸 前田 久吉

近藤 信一 大矢 正

中田 吉雄 椿 繁夫

参議院議長 重宗 雄三殿

中小企業の危機打開に関する決議

中小企業の倒産が最近件数、負債金額ともに毎月記録更新を続ける実情にあり、一種の危機感をもっていることはわが国経済にとつてゆゆしき問題であるのみならず、深刻な社会問題にも発展しようとしている。

よつて政府は、この事態を打開するために積極的努力を傾注すべきであり、特に左の事項につき緊急に検討を加え、速やかに遺漏なき措置を講ずべきである。

一、金融対策として次の措置を講ずること。

イ 中小企業向け財政投融資を大幅に増額し、特に関連倒産の防止に必要な金融措置を講ずること。

ロ 一般金融機関の中小企業向け融資の増大につき強力な指導を行なうとともに、歩積み両建て等による不当な拘束預金については実効性ある規制措置を講ずること。

ハ 中小企業金融機関の資金源の充実を図るとともに、それが不当にコール等に運用されることを防ぐこと。

ニ 小規模事業に対する金融の円滑化を図るため信用補完制度を拡充強化し、小口保険制度の改善充実を図ること。

二、倒産予防のため、中小企業に適切な相談機構を整備充実すること。

三、必要に応じ、税の徴収猶予及び延分納措置を徹底する等税制上の措置を講ずること。

四、下請関係につき、代金の支払いを始め、取引条件の適正化を図るとともに、下請事業者に対し受注あつせん機関を設けること。

五、協業化、協同化を推進し、構造的基盤の強化に努めること。

六、近代化、合理化の資金を強化し、貸付条件を緩和すること。

七、求人難を打開するため、中小企業に対する職業紹介、職業訓練等の制度を強化すること

八、小規模事業者の相互扶助の制度を推進すること。

九、倒産の実情を調査し、その原因を究明して将来の対策を講ずること。

右決議する。

○梶原茂嘉君(拍手)

梶原茂嘉君 たいだいま議題になりました自民、社会、公明、民社及び緑風会の共同提案にかかわります「中小企業の危機打開に関する決議案」につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

中小企業の危機打開に関する決議(案)

中小企業の倒産が最近件数、負債金額ともに毎月記録更新を続ける実情にあり、一種の危機感をもっていることはわが国経済にとつてゆゆしき問題であるのみならず、深刻な社会問題にも発展しようとしている。

よつて政府は、この事態を打開するために積極的努力を傾注すべきであり、特に左の事項につき緊急に検討を加え、速やかに遺漏なき措置を講ずべきである。

一、金融対策として次の措置を講ずること。

イ 中小企業向け財政投融資を大幅に増額し、特に関連倒産の防止に必要な金融措置を講ずること。

ロ 一般金融機関の中小企業向け融資の増大

につき強力な指導を行なうとともに、歩積み両建て等による不当な拘束預金については実効性ある規制措置を講ずること。

ハ、中小企業金融機関の資金源の充実を図るとともに、それが不当にコール等に運用されることを防ぐこと。

ニ、小規模事業に対する金融の円滑化を図るため信用補完制度を拡充強化し、小口保険制度の改善充実を図ること。

二、倒産予防のため、中小企業に適切な相談機構を整備充実すること。

三、必要に応じ、税の徴収猶予及び延分納措置を徹底する等税制上の措置を講ずること。

四、下請関係につき、代金の支払いを始め取引条件の適正化を図るとともに、下請事業者に対し受注あつせん機関を設けること。

五、協業化、協同化を推進し、構造的基盤の強化に努めること。

六、近代化、合理化の資金を強化し、貸付条件を緩和すること。

七、求人難を打開するため、中小企業に対する職業紹介、職業訓練等の制度を強化するとともに、労働福祉制度を充実すること。

八、小規模事業者の相互扶助の制度を推進すること。

九、倒産の実情を調査し、その原因を究明して将来の対策を講ずること。

右決議する。

中小企業が、わが国の産業経済の上で、また社会構造の中で、きわめて重要な地位を占めておりますことは、言うまでもないところであります。また、中小企業の構造的基盤が、このところ逐次弱体化し、中小企業の内外をめぐる情勢や環境も、急速な速度で変貌しつつあることは、明らかなるところであります。そして、現在金融引き締めにより逼迫が本格化するに伴ひまして、それが一つの要因となつて、中小企業は、かつてない危機に現在直面したてゐるのであります。一種の危機感ともいふべきものが、中小企業に深くかつ広く浸透しつつあるのであります。すなわち、

中小企業の倒産は、その数において、その金額において、またその内容におきまして、過去の類似の場合と其の様相を異にいたし、その例を過去に見出すことはできないような状況であります。しかも、日一日とその速度を深めつつあるのが現状であります。

この現実を、わが国の経済にとりましても、それが高度成長であらうと、安定成長であらうと、またその間の過程であらうと、まことに憂慮すべきものであり、また社会問題としてもゆゆしい事態であると考えるのであります。

中小企業に生じたひずみの是正は、これは至上の課題として多くの努力が払われているのであります。その歩調がいまなお緩慢でありますことは、まことに遺憾にたえないところであります。もとより、かかる事態の中に、ひずみは正の作用が存在するという一面も確かにあるではあります。したが、このことは、決して危機打開の施策の緊要性を軽くするものではないのであります。特に、関連倒産、連鎖倒産等のごとく、善良にして堅実な中小企業者が、自己の責任によらず、他の災いによつて倒産するがごとき事態は、これをこのまま見過ごしますことは、危機感を一そう深くするゆえんのものと存するのであります。もとより、中小企業のひずみ是正には、長期的視野よりの施策また応急的施策があることは、これは当然であります。今日喫緊の要務は、現に中小企業の直面したてゐますこの危機感をすみやかに打開し、現に進行しておりますこの危機感を一日も早く払拭することにあると私は信ずるものであります。

ここに、簡明に、金融上の対策、税制上の措置、下請業者に対する施策、小規模事業者の相互扶助制度の推進等、具体的施策をあげまして、政府の真剣にして積極的な努力を要請せんとする次第であります。

以上、提案の趣旨説明を申し上げましたが、何とぞ満場の御賛成あらんことを切望いたす次第であります。

あります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 本案に対し討論の通告がございます。発言を許します。近藤信一君。

(近藤信一君登壇、拍手)

○近藤信一君 私は、たゞいま議題となりました各派共同提案にかかる本決議案に対して、自由民主党、日本社会党、公明党、民主社会党及び緑風会の御意向の上に立つて、ここに賛成討論を行なわんとするものであります。

ただいまの御説明にもありましたとおり、最近における企業倒産は、はなはだ憂慮すべき実情にありますが、ほとんど大部分が中小企業であり、大企業の場合にも、その大企業だけが倒れるのではなく、多くの中小企業を道連れにしているものであります。ことに注意すべきは、倒産統計は負債が一千万円以上のものに限られており、一千万円以下の負債で倒れた零細企業は、この数字に含まれていないのであります。零細企業がどのくらい倒れているか、おそろくもつと多いことは容易に想像できますが、その数は不明で、いわば氷山の一角が統計に出てゐるので、その下に何倍かの倒産があつて、その悲惨な状態は、おそろくひどいものがあるかと想像するのであります。したが、いましがい吹いてくるか、自分のもつた手形がいづ不渡りになるかと、毎日戦々恐々としてゐるのが偽らざる実情であります。

私も昨年は、日本経済に占める中小企業の重要性にかんがみ、中小企業基本法をつくりました。これにより中小企業の振興が軌道に乗るものと存じておりました。政府も、基本法の精神に即して数々の中小企業対策を実施してまいりました。その成果がある前に、この不況が襲来し、中小企業の危機が唱へられるようになったことは、私どものすこぶる遺憾とするところであります。

基本法では、中小企業の生産性の向上、取引環境における不利の是正を、二大眼目としてゐるの

であります。大企業との間に依然として大きな生産性の格差があります。そして倒産は相次ぎ、低生産性の中小企業が姿を消すと、統計の上では格差が縮小するということになるかもしれませんが、私どもは、そのような形で格差の縮小することを主張してゐたのではなく、中小企業が生産性を引き上げて格差が少なくなることを期待しておたのであります。

倒産中小企業者の困ることはもちろんであります。それが、それに従事している従業員も、職を離れ、生計の道を失ひ、家族は路頭に迷うわけでありま

倒産するような中小企業においては、貸金も低く、しかも未払い、延べ払いになつてゐることが多いのであります。倒産企業をめぐつて貸金の争ひの起ることは随所に見るところであります。さらに悲惨なことは関連倒産が多いのであります。親企業が破産したために数多くの下請業者が不渡り手形を抱いて破産するとか、倒産企業に原材料を納入した商店が売り掛金の未回収で破産するといふことは、しばしば見られるところで、これら関連倒産企業は、自分の経営の不始末から起つたのではなく、大船に乗つたつもりでいたら、それがタスキのどろ舟であつたというやうなわけでありまして、かかる関連倒産は何とか救済したいものであり、政府や金融界に特段の配慮を要求する次第であります。

対策として最も必要なことは、決議案にもありましたとおり金融と税であります。政府はすでに金融引き締め政策を一部緩和するため、準備率の引き下げを断行しましたが、これだけで中小企業における危機感が解消するものとは思われません。また、年末金融対策として、政府関係金融機関に対し財政融資の増額をいたしてありますが、その金額も決して十分とは申しがたく、これだけで中小企業の倒産が減るという見込みも立たないわけでありまして、重要なことは、一般金融機関が、中小企業の強い点と、もろい点に、深い理解を持ち、いたずらに中小企業界に倒産ムードを起さ

ず

せないようにすることであり、とかく金融機関は、不況時には逃げ腰になって、中小企業を見殺しにするので、政府においても一般金融機関の中小金融に対し、適切な指導を施してもらいたい。そして中小企業が高利貸しの門をたたかなくともよいように指導してほしいのであります。中小企業は、公庫から借りる場合でも決して安い金利ではないのに、高利貸しから借りるとすれば、その利子負担はますます過重になり、大企業との間の利子負担の格差が大きくなるばかりであります。

税については、延納、分納の制度が認められてはいますが、それはわずかに最高二年にすぎず、原則的には一年にすぎないと聞いております。これも現下のような実情のもとでは、もっと弾力性を持たせるようにしてよいのではないかと思います。

次に、中小企業の現在最も苦しんでいるのは求人難ということであり、中小企業では、中高年齢者を雇うとか、不幸にして倒産した企業の従業員を入れるとか、そういう方法でわずかに充足するにとどまり、青少年や学卒者を入れることは全く不可能といつてもよい状態であり、初給賃金は企業よりかえって中小企業の方が高いという姿になっているにもかかわらず、中小企業が学卒者を入れないといふことは、今後の中小企業後継者についても大きな暗影を投ずるものでありますから、職業紹介その他に特別の配慮を加え、労働条件改善のために労働福祉制度を完備するよう、財政的援助を行なうべきだと思います。

特に注意を促したいのは、下請業者と零細企業であります。下請関係の多いことは日本経済の特徴であり、今後ますます重要性を加えていくものと思われ、その取引条件はなかなか改善されず、倒産等の場合、いつも犠牲になりますので、この際、下請関係の正常化につき十分御検討願いたいのであります。零細企業については、企業倒産統計にも載っていないように、いつも無視

されるのであります。零細企業者は、形は企業者でも実質は労働者というべく、倒産すればすなわち失業と同じであります。労働者に失業保険があるように、零細企業者にも相互扶助の制度がほしいわけであり、その金融には小口保険制度をもつて完備して、できれば無担保でも融資が受けられるように、これまた検討の上、すみやかに実施してほしいと思ふのであります。

決議案には、きわめて緊急なものと、やや長期的な対策とが並列してありますが、そのいずれもが実行を迫られているものばかりです。佐藤総理は「急ぎつゝも、あせらず、勇断をもって国政を進めてまいりたい」と申しておられます。中小企業の当面の対策については、大いに急がねばならぬものがあります。中小企業から今日のような危機感を去り、安定的に発展できるように、そういう施策を、それこそ勇断をもって実行に移してほしい。それが、おそらく党派をこえて各位共通の御意向であるといふことを申し上げて、私の賛成討論を終わる次第であります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより本案の採決をいたします。

○議長(重宗雄三君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもって可決せられました。

ただいまの決議に対し、通商産業大臣から発言を求められました。櫻内通商産業大臣。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもって可決せられました。

ただいまの決議に対し、通商産業大臣から発言を求められました。櫻内通商産業大臣。

○議長(重宗雄三君) 日程第一、国際博覧会に関する条約及び千九百二十八年十一月二十二日にパ

リで署名された国際博覧会に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長青柳秀夫君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国際博覧会に関する条約及び千九百二十八年十一月二十二日にパ

リで署名された国際博覧会に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年十二月十六日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

国際博覧会に関する条約及び千九百二十八年十一月二十二日にパ

リで署名された国際博覧会に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

国際博覧会に関する条約及び千九百二十八年十一月二十二日にパ

リで署名された国際博覧会に関する条約を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

後記の諸政府の全権委員である下名は、千九百二十八年十一月十二日から二十二日までパリで会議を開催し、合意により、かつ、批准を条件として、次の規定を協定した。

第一編 定義

第一条 この条約の規定は、公の又は公に認められた国際博覧会のみ適用する。

公の又は公に認められた国際博覧会とは、展示のための催し(名称のいかんを問わない)であつて、諸外国が外交上の経路を通じて招請され、一

般に非周期的性質を有し、その主たる目的が二又は二以上の生産部門における諸国の進歩を示すことにあり、かつ、その会場への入場について、購買を目的とする者とその他の入場者との間に原則としていかなる差別も設けないものをいう。

この条約の規定は、次に掲げるものには適用されない。

1 三週間未満の開催期間を有する博覧会

2 国際会議の際に開催される学術上の博覧会。ただし、その開催期間が1の期間をこえないことを条件とする。

3 美術展覧会

4 一國が他の國の招請により当該他の國において単独で開催する博覧会

締約國は、国際博覧会であつて、この条約を適用した場合においてこの条約に規定するその義務を履行しないようなものに対し、國の後援及び補助金並びに第三編、第四編及び第五編に規定するその他の利益を与えないことに同意する。

第二条

二以上の生産部門における人類の活動の成果を内容とする博覧会又は特定の分野(衛生、応用美術、近代的生活、植民地の開発等)において達成された進歩の全体を示すことを目的として開催される博覧会は、一般博覧会とする。

一の応用科学(電気、光学、化学等)、一の技術(織物、鑄造、印刷等)、一の原料(皮革、絹、ニッケル等)又は一の生活必需品(暖房、食料品、輸送等)に関する博覧会は、特別博覧会とする。

第十条の国際事務局は、前項の規定により一の特別博覧会の対象とすることが出来る業種及び物品を決定するための基礎となる博覧会の分類を定めるものとする。この分類の表は、毎年改正することが出来る。

第三条

国際博覧会の開催期間は、六箇月をこえてはならない。ただし、国際事務局は、一般博覧会については、これより長い期間(いかなる場合にも、十二箇月をこえてはならない)を認めることがで

る。

昭和三十一年十二月十八日 参議院會議録第八号

国際博覧会に関する条約及び千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

一四四

き。

第二編 博覧会の回数

第四條

この条約の適用を受ける国際博覧会の回数は、次の原則によつて規律される。

一般博覧会は、次の二種類に分類される。

第一種 被招請国にその国の陳列館を建設する義務を課するもの

第二種 被招請国にその国の陳列館を建設する義務を課さないもの

同一の国においては、第一種の一一般博覧会は、十五年間に一回に限り開催することができ、また、種類のいかんを問はず、二つの一般博覧会の間には、十年の間隔を置かなければならない。

いずれの締約国も、第一種の一一般博覧会には、それが前回の第一種の一一般博覧会から少なくとも六年を経過した後に開催されるものである場合に限り、参加することができる。いずれの締約国も、第二種の一一般博覧会には、それと前回の一般博覧会との間に二年の間隔がある場合に限り、参加することができる。この間隔は、当該博覧会が前回の博覧会と同一の性質のものである場合には、四年とする。

前項の期間は、締約国が開催する博覧会と非締約国が開催する博覧会との間に差別を設けることなく適用される。

同一の性質の二以上の特別博覧会は、締約国の領域において同一の時期に開催することができない。同一の性質の特別博覧会を同一の国において再び開催するためには、五年の期間を置かなければならない。ただし、国際事務局は、いずれかの生産部門における急速な進歩に照らして妥当であると認めるときは、例外的に、この期間を最低三年まで短縮することができる。同様の期間の短縮は、すでにいずれかの国において伝統的に五年未満の間隔を置いて開催されている博覧会についても認めることができる。

異なる性質の特別博覧会は、同一の国においては、三箇月以上の間隔を置かない限り、開催することができる。

ことができない。

この条に定める期間については、博覧会の開会日を起算日とする。

第五條

締約国は、この条約の規定に適合する博覧会が自国の領域において開催されるときは、第八条の規定に従ふことを条件として、外交上の経路を通じて、次の時期までに諸外国に対し招請を行なうものとする。

第一種の一一般博覧会については、開催の三年前

第二種の一一般博覧会については、開催の二年前

特別博覧会については、開催の一年前

いずれの政府も、前記の招請が行なわれなかつたときは、当該国際博覧会に参加し、又はこれへの参加を後援することができない。

第六條

国際博覧会の開催に關して二以上の国が相互に競合するときは、これらの国は、開催の権利を得る国を決定するため、意見の交換を行なうものとする。

意見の一致が得られないときは、これらの国は、国際事務局の裁定を求めるものとし、国際事務局は、提出された意見並びに、特に、歴史的又は精神的な特別の理由、最近の博覧会の後経過した期間及び競合する各国がすでに開催した博覧会の数を考慮に入れるものとする。

第七條

締約国は、第一条に定める博覧会の特質を備えた博覧会が非締約国において開催される場合には、その博覧会への招請を受諾するに先だち、国際事務局の意見を求めるものとする。

締約国は、計画された博覧会がこの条約によつて要求される保障と同様の保障又は少なくとも十分な保障を与えない限り、その博覧会に参加しないものとする。締約国が開催する博覧会と非締約国が開催する博覧会とが同一の時期に開催される場合には、他の締約国は、例外的な事情がない限り、優先的に、締約国が開催する博覧会に参加するものとする。

第八條

この条約の適用を受ける博覧会を開催しようとする国は、第五条に規定する招請時期の少なくとも六箇月前に、国際事務局に対し、博覧会の登録を受けるための申請を行なわなければならない。この申請には、博覧会の名称及び開催期間を明示するものとし、また、分類表、一般規則及び審査委員会規則並びに人及び建造物の安全並びに工業所有権及び著作権の保護を保障するための措置並びに第四編及び第五編に規定する義務を履行するための措置を明示するすべての書類を添附するものとする。国際事務局は、当該博覧会がこの条約の条件を満たさない限り、その登録をしない。

いずれの締約国も、この条約の適用を受ける博覧会への参加の招請状に登録を受けた旨の記載がないときは、その招請を受諾しないものとする。もつとも、招請を受けた締約国は、この条約の規定に従つて開催される博覧会に参加しないことについて完全な自由を有する。

第九條

いずれかの国が計画して登録を受けた博覧会の開催を中止したときは、国際事務局は、その国が新たな博覧会の開催について再び他の国と同等の資格を得る日を決定する。

第三編 博覧会国際事務局

第十條

この条約の適用を監視させるため、博覧会国際事務局を設置する。国際事務局は、分類委員会の補佐を受ける理事会と一人の事務局長とから成るものとし、事務局長の任命及び権限は、次条に規定する規則で定める。

国際事務局の理事会の第一回会合は、この条約が効力を生じた後一年以内に、フランス共和国政府がパリに招集する。理事会は、この会合において、国際事務局の所在地を決定し、かつ、事務局長を選任する。

第十一條

理事会は、各締約国がそれぞれ一人から三人までの範囲内で指名する者から成る。理事会は、国

際商業會議所が指名する同會議所の二人又は三人の会員を顧問の資格で理事会に参加させることができる。

理事会は、この条約により付与された権限に係るすべての問題について決定を行なう。理事会は、国際事務局の組織及びその内部運営に関する規則を審議し、かつ、採択する。理事会は、収入及び支出の予算を決定し、並びに会計を検査し及び承認する。

第十二條

いずれの国も、その代表者の数のいかににかかわらず、理事会において一個の投票権を有する。いずれの国も、自国を代表することを他の国の代表団に委任することができる。この場合には、委任された国は、自国が代表する国の数と同数の投票権を有する。議事が有効であるための定足数は、理事会に代表者を出した国の数の三分の二とする。

表決は、次の事項に關する場合を除くほか、絶対多数によつて行なわれる。

1 規則の制定

2 予算の増額

3 締約国が提出した申請の却下又は二以上の国が競合する場合における申請の受理

4 一般博覧会を六箇月をこえる期間開催するための許可

これらの事項に關する場合には、国際事務局に代表者を出した国の三分の二の多数を必要とする。

第十三條

分類委員会は、十二の締約国の代表者でそれぞれこの国の政府によつて指名されるものから成る。これらの締約国の半数は、国際事務局が指定し、他の半数は、国際事務局の規則で定める条件に従い、順次交代するものとする。

分類委員会は、国際商業會議所が指名する同會議所の一人又は二人の会員を顧問の資格で同委員会に参加させることができる。

分類委員会は、第二条に定める分類の表及びこ

れに加えられる改正を理事会に提出して承認を求め、第四条に定める期間の適用に關し、分類委員会は、登録を申請された博覧会が特別博覧会であるか又は一般博覧会であるかの問題並びに、名称及び類別のいかんにかかわらず、当該博覧会が前回の博覧会又は同一の時期に開催される特別博覧会と同一の性質のものであるかどうかの問題について意見を提出する。

第十四条

国際事務局の予算は、暫定的に四千スターリング・ポンドと定める。国際事務局の経費は、締約国が負担するものとし、分担金の額は、次の方法により決定される。すなわち、国際連盟の連盟国である締約国の分担金の額は、それらの国が国際連盟に払い込む分担金の額に比例して定める。前記の予算を増額した場合を除くほか、最高額を割り当てられる国の分担金の額は、五百スターリング・ポンドをこえることができない。国際連盟の非連盟国である締約国は、自国の経済の発展の程度を考慮して国際連盟の連盟国である締約国を指定し、その国が払い込む分担金の額と等しい額の分担金を負担するものとする。

また、理事会は、分担金のほか、団体又は個人のために提供された役務の対価を収入として徴収することを認めることができる。

第四編 招請国及び参加国の義務

第十五条

国際博覧会への参加を招請する政府は、政府を代表し、かつ、外国の参加者に対する約束の履行を保障する任務を有する一人の政府委員又は代表を指名しなければならない。政府委員又は代表は、さらに、展示される物品の物理的損害に対する保護について必要なすべての措置を執らなければならない。

第十六条

参加国政府は、政府を代表し、かつ、博覧会の際に制定された規則の遵守を監視するための政府委員又は代表を指名しなければならない。参加国の陳列館及び陳列区域内における出品者

間の場所の割当て又は配分の決定は、当該参加国の政府委員又は代表のみが行なう。

第十七条

一般博覧会においては、行政庁は、博覧会の実施計画において予定された場所各参加国に割り当てられたもの（屋内であるかどうかを問わない。）について、いかなる料金も徴収することができない。

第十八条

この条約の適用を受けるいづれの博覧会においても、外国の物品で本来関税その他の租税を課されるべきものについては、再輸出されることを条件として、一時的な免税輸入が認められる。これらの物品に添附される発送者の証明書は、これらの物品の数量及び性質、包装の記号及び番号並びにこれらの物品の取引上の名称、重量、原産地及び価格を証明するものとする。これらの物品は、国境での税関検査を受けることなく、博覧会の会場で通関される。これらの規定は、博覧会開催国の税関規則に従うことを条件として適用される。

招請国の国内法令により前項の一時的な免税輸入の許可について担保が必要とされる場合には、各参加国の政府委員が自国の出品者のために提供した担保は、展示された物品で博覧会の閉会后所定の期間内に再輸出されなかつたものに課される関税その他の租税の支払のための十分な保証として認められるものとする。

本来の意味での見本ではない物品で博覧会の開催中に販売するためにのみ輸入されるものは、一時的な免税輸入の便益を享受することができない。

展示された物品が完全に又は部分的に損壊した場合において、次の条件が満たされるときは、出品者は、免税輸入の便益を享受する。

- 1 亡失した部分又は損壊した物品が博覧会の用に供されたこと、又はそれらが損壊しやすい性質のために又は販売することができないことを出品者が証明すること。
- 2 関税率表が損傷し又は使用することができ

ない物品に対し輸入税その他の租税を課していないこと。

前記の免税輸入の便益は、物品がその通常の用途で消費されたものであるときは、与えられないものとする。

第四項に規定する証明は、出品者が属する国の政府委員又は代表が提出するものとし、その判定は、博覧会の開催国の行政庁が行なう。

前記の規定の適用上、次の物品は、展示のための物品とする。

- 1 建設資材（博覧会の開催国に到着した後に加工されるため原材料の状態である輸入されるものを含む。）
- 2 博覧会の作業のための器具及び運搬用機器
- 3 出品者の陳列場、陳列台及び陳列だなの内
- 4 参加国の政府委員又は代表に割り当てられた場所の装飾品及び家具として用いられる物品並びにそれらの者の使用に供される事務所用の物品
- 5 展示される機械又は器具の据付け及び操作のために用いられる物品
- 6 審査委員会が展示された物品を審査し及び判定するために必要とする見本。ただし、その陳列区域の政府委員の証明書で消費される物品の性質及び数量を明示したものの提出を条件とする。

なお、次の物品については、租税が免除される。

- 1 さし絵の有無にかかわらず、博覧会参加国が発行した公式のカタログ、パンフレット及びポスター
- 2 さし絵の有無にかかわらず、外国の物品の出品者が博覧会の開催期間中に限りその会場において無料で配布するカタログ、パンフレット、ポスターその他のすべての刊行物

会開催国政府が定める条件に従つてのみ適用する。もつとも、これらの物品の展示は、その販売を防止するための規制措置を執ることを条件として、許されるものとする。

第十九条

いづれの国際博覧会の規則にも、出品者が博覧会への参加を承諾した後にその出品者の生産物に適用される税の税率が引き上げられた場合には参加の意思表示を撤回する権利をその出品者に与える旨の条項を設けなければならない。

第二十条

博覧会開催国の法令により禁止されていない限り、出品者は、博覧会の閉会の際に、展示された見本を販売し及び引き渡すことができる。この場合には、出品者は、通常の輸入をした場合に支払うべき税以外のいかなる税も課されることはない。

第二十一条

国際博覧会においては、いづれかの参加国に關係がある地理的名称は、施設又はその集団を呼称するために使用することができない。ただし、その国の政府委員又は代表の承認を受けた場合は、この限りでない。

締約国が博覧会に参加しない場合には、このような使用禁止は、その締約国政府の要請により、博覧会運営事務局が公表する。

第二十二条

博覧会においては、開催国政府又は参加国政府が第十五条及び第十六条の規定に従つて指名した政府委員又は代表の権限の下に設けられた区域のみが、その国の陳列区域と認められるものとし、したがって、その区域のみが、その国の名を附して呼称されることができる。

第二十三条

一國の陳列区域には、その國に属する物品のみを展示することができる。もつとも、他の國に属する物品は、当該他の國の政府委員又は代表の承認を受けたときは、展示

を完全なものにするためにのみ使用されること、

展示の主体である物品に対する褒賞の授与にいか

なる影響も及ぼさないこと及びそれ自身が当該展

示を理由とするいかなる褒賞も受けないことを条

件として、前記の区域に展示することができる。

一 国の土地から採掘され、又はその領域において

收穫され若しくは製造された物品は、その国の農

業及び工業その他の産業に属するものと認める。

第二十四条

開催国の法令に反対の規定がない限り、原則と

して、いかなる種類の独占事業も、博覧会内にお

いて認めてはならない。ただし、博覧会の会場に

おける照明、暖房、通風、会場整備及び広報につ

いて独占事業が不可欠であると認めるときは、博

覧会運営事務局は、これらの独占事業を認めるこ

とができる。この場合には、博覧会運営事務局

は、次の条件に従わなければならない。

1 独占事業があることを博覧会規則及び出品

者に署名させる参加申込書に記載すること。

2 開催国において通常適用される条件により

出品者に独占事業を利用させることを確保す

ること。

を執るものとする。

第五編 褒賞

第二十七条

博覧会の一般規則には、出品者に対して、常に

与えることができる参加証書とは別個に、褒賞を

授与するかどうかを定めなければならない。褒賞

を授与することとする場合には、その授与を特定

の部門に限定することができる。

博覧会に参加する出品者(自国の陳列館に出品

するその他の陳列区域に出品するものを問わな

い)で褒賞の授与の対象とはならないことを希望

するものは、博覧会の開会前に、自国の政府委員

又は代表を通じて、その旨を博覧会運営事務局に

申し出るものとする。

審査委員は、褒賞の授与の対象となることがで

きない。

第二十八条

博覧会への参加は、無制限であるか又は事前の

出品承認を要するかのいずれかとする。

出品者が所定の期間内に参加申込を行なうこと

及びその者が参加について設けられた一般条件に

従うことを条件としてすべての物品について出品

1 各国は、当該博覧会へのその国の参加の程

度(特に、出品者共同製作者及び協力者を含

まない)の数及び出品者の使用する場合の面

積を考慮するものとする。)に比例して審査委

員会に代表者を出す。

各国は、その国の生産物が展示されるい

ずれの部門についても、少なくとも一人の審査

委員を出す権利を有する。ただし、博覧会運

営事務局と関係国の政府委員又は代表との間

で、審査委員会へ代表者を出すことがその国

の当該部門への参加の程度に照らして妥当で

ないと認めるときは、一致した場合に、

この限りでない。

いづれの国も、一部門について、七人をこ

える審査委員を有することができない。ただ

し、この制限は、液体及び固体の食料品の部

門については、適用しない。

2 審査委員の職務は、必要な技術上の知識を

有する者に割り当てなければならない。

3 審査委員は、自国の政府の承認を受けない

限り、その職務につくことができない。

4 審査委員会は、審査の管轄により、三階級

を申し出た出品者についても、禁止される。

第三十一条

博覧会の受賞者名簿は、国際事務局に登録する

ものとする。受賞者は、博覧会の正確な名称を附

記する場合に限り、授与された褒賞を利用するこ

とができる。受賞者は、この記載に国際事務局の

印章を附することが許される。博覧会国際事務局

は、ベルヌの工業所有権国際事務局に対し、登録

した博覧会を通知し、及び受賞者名簿を送付する

ものとする。

第三十二条

国際事務局は、審査委員会の組織及び運営につ

いての一般条件並びに褒賞の授与の方法を規定す

る標準規則を作成するものとする。開催国は、こ

の標準規則を採用するよう勧告される。

第六編 最終規定

第三十三条

この条約は、批准されなければならない。

a 各政府は、批准書を寄託する用意ができたこ

きは、フランス政府にその旨を通知するものと

する。七の政府が寄託を行なう用意ができた旨

を通告したときは、批准書の寄託は、フランス

政府がこれらの通告のうち最後に行なわれたも

のを受領した後一箇月以内で同政府が定める日

に行なわれるものとする。

b 批准書は、フランス政府に寄託するものとす

る。

c 批准書の寄託は、これをした国の代表者及び

フランス共和国外務大臣が署名した調書により

確認されるものとする。

d aに定める条件に従つて批准書を寄託するこ

とができなかつた署名国政府は、その後におい

て、フランス共和国政府に於てた書面による通

告に批准書を添附することにより、批准書の寄

託を行なうことができる。

e 批准書の最初の寄託に関する調書の認証原本

及びdの通告書の認証原本は、フランス政府

に送附するものとする。

f 批准書の寄託は、これをした国の代表者及び

フランス共和国外務大臣が署名した調書により

確認されるものとする。

g aに定める条件に従つて批准書を寄託するこ

とができなかつた署名国政府は、その後におい

て、フランス共和国政府に於てた書面による通

が、この条約に署名し又はこれに加入した政府に外交上の経路を通じて直ちに送付するものとする。dに規定する場合については、フランス政府は、通告書を受領した日を同時に通報するものとする。

第三十四条

a この条約は、当然には、締約国の本土領域のみに適用するものとする。

b 自国の植民地、保護領、海外領土及び宗主権又は委任統治の下にある地域にこの条約を適用することを希望する国は、その旨を、批准書に記載し、又はフランス政府に書面で通告するものとする。この通告書は、フランス政府に寄託するものとする。

通告書による手続がされたときは、フランス政府は、当該通告書の受領の日を明示して、その認証謄本を署名国及び加入国の政府に送付するものとする。

c 一国の本土領域、植民地、保護領、海外領土及び宗主権又は委任統治の下にある地域の生産物のみを展示する博覧会は、この条約の適用がこれらの地域に及ぶかどうかを問わず、内国博覧会とし、したがって、この条約の対象とならないものとする。

第三十五条

a いずれの非署名国も、この条約が効力を生じた後はいつでも、この条約に加入することができる。

b このため、非署名国は、その加入をフランス政府に外交上の経路を通じて書面で通告するものとし、通告書は、フランス政府に寄託するものとする。

c フランス政府は、bの通告書の受領の日を明示して、その認証謄本を署名国及び加入国の政府に直ちに送付するものとする。

第三十六条

この条約は、批准書の最初の寄託に参加した締約国については、調書の日付の日の後一箇月で効

力を生ずる。その後この条約を批准する国、これに加入する国並びに批准書に記載されない植民地、保護領、海外領土及び宗主権又は委任統治の下にある地域については、この条約は、第三十三条d、第三十四条b又は第三十五条bに規定する通告の受領の日の後一箇月で効力を生ずる。

第三十七条

締約国は、この条約の効力発生の日から五年の期間が経過するまでは、この条約を廃棄することができない。

その後においては、廃棄は、フランス共和国政府に於て通告により、いつでも行なうことができる。廃棄は、その通告の受領の日の後一年で効力を生ずる。フランス共和国政府は、通告書の受領の日を明示して、その認証謄本を署名国及び加入国の政府に直ちに送付するものとする。

この条の規定は、植民地、保護領、海外領土及び宗主権又は委任統治の下にある地域についても、同様に適用する。

第三十八条

フランス共和国政府は、廃棄の結果締約国の数が七未満に減少したときは、執るべき措置について合意するため、直ちに国際会議を招集するものとする。

第三十九条

フランス共和国政府は、また、すべての批准書、加入通告書及び廃棄通告書の謄本を国際事務局に送付するものとする。

第四十条

この条約には、千九百二十九年四月三十日までパリで署名することができる。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百二十八年十一月二十二日にパリで本書一通を作成した。本書は、フランス共和国政府に寄託しておくものとし、その認証謄本は、外交上の経路を通じて、パリ会議に代表者を出したすべての

の国の政府に送付されるものとする。

アルバニアのために
ドクトル スタヴロ・スタヴリ

ドイツのために
ドクトル ペーター・マチース

エミール・ヴィール
ドクトル ハンス・ハイマン

オーストラリアのために
F・C・フアレカー

オーストリアのために
グルンベルガー

ベルギーのために
E・ドゥ・ゲフィエ

ブラジルのために
F・ギマラス

カナダのために
フィリップ・ロイ

コロンビアのために
ホセ・デ・ラ・ヴェガ

キューバのために
R・エルナンデス・ボルテラ

デンマークのために
H・A・ベルンホフト

ドミニカ共和国のために
ドクトル T・フランコ・フランコ

スペインのために
カルロス・デ・ゴイエネチ

フランスのために
P・シャブサル

シアルメイユ
R・クロンドゥル

J・ルスファシュ
G・ロジェ・サンド

男爵 テナール
グレート・ブリテン及び北部アイルランドのため

に
E・クロイ

J・R・ケイヒル
R・W・C・コール

ギリシャのために
N・ポリティス

グアテマラのために
ホセ・マトス

ハイチのために
ヌムール

ハンガリーのために
フレデリック・ヴィラニ

イタリアのために
ジョヴァンニ・ペルリ

日本国のために
河合博之

モロココのために
J・ナシヴェ

オランダのために
E・H・クレラーゲ

ベルギーのために
M・H・コルネホ

ポーランドのために
オトン・ヴェクラヴォヴィツ

ポルトガルのために
A・ダ・ガマ・オシア

ルーマニアのために
C・ディアマンディ

セルブ・クロアチア・スロヴェニア王国のため
ミロイ・ピルヤ

に
スウェーデンのために
議会の承認を経て行なう国王陛下の批准を条件として

アルベルト・エーレンスヴァルト
ヨゼフ・ザックス

S・ベルジウス
スイスのために
デュナン

ドクトル M・G・リエニール

昭和三十一年十二月十八日 参議院會議録第八号

国際博覧会に関する条約及び千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

一四八

グスターフ・ブランド
テュニジアのために

H・ジョフロア・サン・イレール
ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

N・トゥマノフ

G・ラチケ・ヴィクト
M・ラフ・アロフ

千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名された国際博覧会に関する条約を改正する議定書

後記の諸政府の全権委員である下名は、千九百四十八年五月十日にパリで会議を開催し、合意により、かつ、批准を条件として、次の規定を協定した。

第一条

千九百二十八年十一月二十二日の条約中第二条、第三条及び第四条の規定を削り、次の規定を置く。

第二条

二以上の生産部門における人類の活動の成果を内容とする博覧会又は特定の分野（衛生、応用美術、近代的生活、植民地の開発等）において達成された進歩の全体を示すことを目的として開催される博覧会は、一般博覧会とする。

一の応用科学（電気、光学、化学等）、一の技術（織物、鑄造、印刷等）、一の原料（皮革、絹、ニッケル等）又は一の生活必需品（暖房、食料品、輸送等）に関する博覧会は、特別博覧会とする。特別博覧会においては、各国の陳列館を設けてはならない。

第十条の国際事務局は、前項の規定により一の特別博覧会の対象とすることができる業種及び物品を決定するための基礎となる博覧会の分類を定めるものとする。この分類の表は、毎年改正することができる。

第三条 博覧会の開催期間

国際博覧会の開催期間は、六箇月をこえてはならない。この期間は、博覧会の登録の時に確定されるものとし、国際事務局は、その後にお

いてこれを延長することができない。ただし、火災、洪水、社会的混乱のような偶発事件で博覧会の準備中又は開催中に発生したものに起因する不可抗力により、開会日として正式に定められた日における開会が不可能となり、又は開催期間として定められた期間における正常な運営が不可能となる場合は、この限りでない。博覧会開催国が提出する期間延長の申請の審査は、国際事務局が行なう。

認められる延長期間は、博覧会が運営されない期間の長さに応じて算定するものとする。この延長期間は、開催国が指定する日（いかなる場合にも、当該博覧会の開会予定日から六箇月以内の日でなければならない。）から始まるものとする。

第四条 博覧会の回数

この条約の適用を受ける国際博覧会の回数は、次の原則によつて規律される。

一般博覧会は、次の二種類に分類される。

第一種 被招請国にその国の陳列館を建設する義務を課するもの

第二種 いずれの被招請国にもその国の陳列館を建設する義務を課さないもの

国際博覧会の開催に關し、世界を歐洲地域、米州地域及びその他の地域の三地域に区分する。二地域にわたる領域を有する国は、自国が属するものとされることを希望する地域を選定しなければならない。

同一の国においては、第一種の一般博覧会は、十五年間に一回に限り開催することができる。また、種類のいかなるを問はず、二つの一般博覧会の間には、十年の間隔を置かなければならない。

いずれの締約国も、第一種の一般博覧会には、それが前回の第一種の一般博覧会から、同一の地域においては少なくとも六年を経過した後、他のいずれかの地域においては少なくとも二年を経過した後開催されるものである場合に限り、参加することができる。いずれの締

約国も、第二種の一般博覧会には、それと前回の一般博覧会との間に、同一の地域においては二年の間隔があり、他のいずれかの地域においては一年の間隔がある場合に限り、参加することができる。この二つの間隔は、当該博覧会が前回の博覧会と同一の性質のものである場合には、それぞれ四年及び二年とする。

前項の期間は、締約国が開催する博覧会と非締約国が開催する博覧会との間に差別を設けることなく適用される。

同一の性質の二以上の特別博覧会は、締約国の領域において同一の時期に開催することができない。同一の性質の特別博覧会を同一の国において再び開催するためには、五年の間隔を置かなければならない。ただし、国際事務局は、いずれかの生産部門における急速な進歩に照らして妥当であると認めるときは、例外的に、この期間を最低三年まで短縮することができる。

同様の期間の短縮は、すでにいずれかの国において伝統的に五年未満の間隔を置いて開催されている博覧会についても認めることができる。

異なる性質の特別博覧会は、同一の国において、三箇月以上の間隔を置かない限り、開催することができる。

この条に定める期間については、博覧会の現実の開会日を起算日とする。

第二条

千九百二十八年十一月二十二日の条約第十条に次の規定を加える。

事務局長の地位が空席となつたときは、博覧会国際事務局の理事会は、締約国の国籍を有する一人の事務局局長を絶対多数によつて選出する。事務局局長は、内部規則に定める任期で任命される。その報酬は、予算委員会の提案により理事会が決定する。

第三条

いずれの国も、フランス政府に外交上の経路を通じて書面で通告することにより、この議定書に加入することができる。通告書は、フランス政府

に寄託するものとする。
千九百二十八年十一月二十二日の条約への新たな加入は、当然に、この議定書への加入の効果に伴うものとする。

フランス政府は、前記の通告書の受領の日を明示して、その認証書を署名国及び加入国の政府並びに博覧会国際事務局議長に直ちに送付する。

第四条

この議定書は、批准されなければならない。いずれの国も、その批准書ができる限りすみやかにフランス政府に寄託するものとし、同政府は、その旨を他の署名国に通報するものとする。この議定書は、各署名国について、当該署名国の批准書の寄託の日に効力を生ずる。

千九百四十八年五月十日にパリで作成した。

フランスのために

レオン・パレティ
マルセル・リーヴ

アルバニアのために

ルーマニアのために

スウェーデンのために

K・R・G・ストレムベリ

スイスのために

ベルナル・バルベ

テュニジアのために

モロッコのために

オリヴィエ・マラン

イタリアのために

P・クワローニ

ベルギーのために

ギヨーム

チェコスロヴァキアのために

デンマークのために

ホフマイエル

ポーランドのために

ギリシャのために

ラファエル・ラファエル
N・フォトプロ
ノールウェーのために
H・ブッゲ・マルト
フィンランドのために
ヨハン・ヘロ
オーストリアのために

レバノンのために
アハマド・ダオーク
ハイティのために
ブラシド・ダウイ
ボルトガルのために
アウグスト・ラート・ポティエル
グレート・ブリテンのために
サー・オリヴァー・ハーヴェイ

「青柳秀夫君登壇、拍手」

○青柳秀夫君 たいま議題となりました条約は、国際博覧会の乱設、無秩序な運営等の弊害を除去するため、国際的な基準を設けたものであります。

将来わが国が他の締約国で開催される国際博覧会に参加し、または、わが国で大規模な国際博覧会を開催する場合、これを最も効果あらしめるためには、本条約の締約国となるべきことを望まじいとの政府の説明であります。

委員会は、商工委員会との連合審査会を開き、慎重審議を行ないましたが、詳細は会議録によつて御承知を願います。

十二月十七日、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本件を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつ

て本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第二、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。大蔵委員長村松久君。

「審査報告書は都合により追録に掲載」

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年十二月十六日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案
農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

律

1 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入不足をうめるため、昭和三十三年年度において、一般会計から、十八億八千三百万円を限り、この会計の農業勘定に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第六條第二項の規定により同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、当該繰入金に

相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

「村松久君登壇、拍手」

○村松久君 たいま議題となりました農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本年の北海道冷害、西日本の長雨等により、水稻、麦等の被害が異常に発生したため、農業共済再保険特別会計の農業勘定の再保険の支払いが増加し、財源に不足を生ずることが見込まれますので、本案は、その不足を埋めるため、昭和三十三年年度において、一般会計から十八億八千三百万円を限り、この特別会計の農業勘定に繰り入れることができるようにしようとするものであります。

なお、この繰り入れ金については、後日、農業勘定に決算上の剰余が生じた場合に、この特別会計の再保険支払い基金勘定に繰り入れるべき金額を控除した剰余から一般会計に繰り戻すことにいたしております。

委員会におきましては、地域別の被害状況並びに保険金支払いの準備進捗状況等の諸点について質疑がなされましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終わり、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第三より第八十九までの諸願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

「日程第三より第八十九までの諸願審査報告書は都合により追録に掲載」

○議長(重宗雄三君) これらの諸願は、各委員長の報告を省略して、各委員會議決のとおり採択することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 参事に報告させます。

「参事朗読」

本日委員長から左の案件について継続審査の要求書が提出された。

法務委員会

一、鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案(第四十六回国会参第九号)

一、兎春防止法の一部を改正する法律案(第四十六回国会参第一八号)

農林水産委員会

一、食料品総合小売市場管理法案(第四十六回国会法第一〇二号)

六回国会開法第一〇二号

運輸委員会

一、都市高速鉄道建設助成特別措置法案(第四十六回国会参第八号)

決算委員会
一、昭和三十三年年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十三年年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十三年年度国税納金整理資金受払計算書、昭和三十三年年度政府関係機関決算書、昭和三十三年年度物品増減及び現在額総計算書

一、昭和三十三年年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和三十九年十二月十八日 参議院會議録第八号

一、昭和三十七年度国有財産無償貸付状況総計算書

議院運営委員会

一、議院及び国会図書館の運営に関する件

本日委員長から左の調査について継続調査の要求書が提出された。

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、檢察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び學術に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

科学技術振興対策特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

公職選挙法改正に関する特別委員会

一、公職選挙法改正に関する調査

石炭対策特別委員会

一、石炭対策特別委員会

一、当面の石炭対策樹立に関する調査

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件を議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。本件は、ただいま報告いたしました各委員長要求のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よつて本件は、各委員長要求のとおり決しました。

これにて休憩いたします。

午前十一時三十五分休憩

午後七時三十分開議

○議長(重宗雄三君) 休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(在外財産問題審査委員会)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。内閣から、衆議院議員秋田大助君、受田新吉君、三池信君、村山喜一君、本院議員平島敏夫君、大和与一君を在外財産問題審査委員会に任命することに、本院の議決を求めてまいりました。

これらの諸君が同委員につくことができると議決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。○議長(重宗雄三君) 参事に報告させます。

〔参事朗読〕

本日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は直ちにこれを農林水産委員会に付託した。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

本日委員長から左の報告書が提出された。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

社会労働委員会諸願審査報告書第一号

内閣委員会諸願審査報告書第一号

大蔵委員会諸願審査報告書第一号

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。農林水産委員長温水三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年十二月十八日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

一五〇

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第七項を」を「第八項に改め、同

条第四項第一号中「十五万円(北海道にあつては二十

万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合

は二十万円)」を「二十万円(北海道にあつては三十

万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合

は二百五十万円、漁具の購入資金として貸し付け

られる場合は二十万円)」に、「加えた額」とい

ふ。」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条

第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の

一項を加える。

6 既に経営資金の貸付けを受けている者でその

償還期限内に再び被害農林漁業者に該当すること

となつたものについては、同条の規定により算出さ

れる貸付限度額にその既に貸付けを受けている経

営資金の償還に充てるために必要な資金の額

(その額が政令で定める額をこえるときは、当

該政令で定める額)を加えた額をもつて貸付限

度額とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十

九年七月一日以後の天災及びこれによる災害に

つき適用する。

2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等

に関する法律(昭和三十一年法律第百五十号)の

一部を次のように改正する。

第八条第一項中「十五万円(北海道にあつては

二十万円、漁具の購入資金として貸し付けられ

る場合は二十万円)」を「二十万円(北海道にあつ

ては三十万円、政令で定める法人に貸し付け

られる場合は二百五十万円、漁具の購入資金と

して貸し付けられる場合は二十万円)」に、「二

十万円（北海道にあつては二十五万円、政令で定める経営資金として貸し付けられる場合は五十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万円）を二十五万円（北海道にあつては四十万円、政令で定める経営資金として貸し付けられる場合は五十万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は二百五十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万円）に改め、同条第二項中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

〔温水三郎君登壇、拍手〕

○温水三郎君 ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近の農林漁業経営の動向に照らし、被害農林漁業者等の資金需要の増大に対処するため提案されたものであります。

そのおもな内容は、第一に、農林漁業者に対する経営資金の貸し付け限度を引き上げ、第二に、政令で定める法人に対しても貸し付け限度額を設け、第三に、重複被害農林漁業者に対しては、経営資金の貸し付け限度に加算し得る道を開き、第四に、激甚災害法における天災融資法の特例措置を改めた等であります。

なお、これらの改正規定は、本年七月以降の天災に適用することとしております。

委員会におきましては、貸し付け限度額、金利、償還期限、北海道寒地農業の確立、災害対策の総合化、開拓等が問題となりました。

続いて討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

右報告いたします。（拍手）

○議長（重宗雄三君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君） 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長（重宗雄三君） この際、日程に追加して、

本日、社会労働委員長外二委員長から報告書が提出されました衛生検査技師法の一部改正に関する請願外三百三十六件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（重宗雄三君） 御異議ないと認めます。

衛生検査技師法の一部改正に関する請願（六件）

北海道、東北地区に国立重度精神児施設設置に関する請願

身体障害者に対する強制義務雇用及び最低賃金制実施に関する請願

全国一律最低賃金制の即時確立促進に関する請願

日雇労働者健康保険打切り反対に関する請願

日雇労働者健康保険打切り反対等に関する請願（四件）

日雇労働者健康保険法廃止反対及び老後の保障に関する請願（五十七件）

陸中海岸国立公園地域を青森県種差海岸まで拡張追加指定に関する請願

失業保険の適用範囲の拡大充実に関する請願（二件）

サリドマイド児救済に関する請願

日雇労働者健康保険改善等に関する請願（四件）

国民健康保険制度体質改善促進に関する請願（六件）

国民健康保険事務の執行に要する費用の国庫負担金に関する請願

保育予算増額確保に関する請願

国立福島療養所の充実強化に関する請願

日雇労働者健康保険存続に関する請願

石炭産業関係健康保険組合の財政確立に関する請願

じん肺患者救済に関する請願

失業保険の受給資格延長措置中止に関する請願（四件）

季節労働者の失業保険打切り反対に関する請願

全国一律最低賃金制の即時法制化に関する請願（二件）

全国一律最低賃金制の即時確立等に関する請願（二件）

保健婦助産婦看護婦法改悪反対等に関する請願

炭鉱職業者緊急就労対策事業の予算措置等に関する請願

清掃事業の地方自治体直営に伴う業者への補償に関する請願（二十六件）

重症心身障害者に関する請願

社会福祉施設等に働く婦人の労働条件、職場環境改善に関する請願（三件）

国民健康保険制度の根本的改善に関する請願

社会福祉施設職員の労働条件改善等に関する請願（八件）

国民健康保険事業に対する財政援助措置に関する請願

保育所の措置費国庫負担率確保に関する請願

昭和四十年年度老人福祉予算獲得に関する請願

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

旧軍人等に対する恩給に関する請願（百四十件）

恩給法の一部改正に関する請願

元満州国等外国政府職員恩給問題に関する請願（二件）

恩給（共済年金）の格差是正に関する請願（十二件）

旧令による共済組合等からの年金制度改善に関する請願（五件）

恩給、年金受給者の処遇改善に関する請願

国家公務員共済組合の管理運営の民主化と国庫負担の大幅引上げ等に関する請願（三件）

特高龍免並びに武徳会追放等による警察退職者救済に関する請願

元南満州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願（二件）

米空軍板付飛行場内の用地買収に関する請願（四件）

旧軍人等に対する恩給の加算制に関する請願

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

地震等災害保険制度確立に関する請願

在外財産補償に関する国内法制定期実現に関する請願（二件）

海外引揚者在外私有財産補償措置に関する請願

昭和四十年年度税制改正に関する請願

企業組合に対する課税の適正化に関する請願（十五件）

中小法人の税率大幅引下げに関する請願

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○議長（重宗雄三君） これらの請願は、各委員長の報告を省略して、各委員会議決のとおり採決することに御異議ございませんか。

昭和三十三年十二月十八日 参議院會議録第八号

衛生検査技師法の一部改正に関する請願外三百三十六件の請願 議事日程追加の件 委員会の審査及び調査を閉会中も

一五二

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 参事に報告させます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の議案について継続審査の要求書が提出された。

大蔵委員会

一、国民金融公庫法の一部を改正する法律案

(第四十六回国会閣法第四〇号)

一、税理士法の一部を改正する法律案(第四十六回国会閣法第一五七号)

社会労働委員会

一、国有林労働者の雇用の安定に関する法律案(第四十六回国会参第一〇号)

案(第四十六回国会参第一〇号)

一、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(第四十六回国会参第一四号)

第四号)

本日委員長から左の調査について継続調査の要求書が提出された。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

社会労働委員会

一、社会保障制度に関する調査

一、労働問題に関する調査

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、

委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

本件は、ただいま報告いたしました各委員長要求のとおり決することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

よって本件は、各委員長要求のとおり決しました。

これにて休憩いたします。

午後七時九分休憩

〔休憩後開議に至らなかった〕

出席者は左のとおり。

議員

議長 重宗 雄三君
副議長 重政 康徳君

市川 房枝君 山高しげり君
林 堀君 鬼木 勝利君
石田 次男君 北口 龍徳君
野知 浩之君 二木 謙吾君
渋谷 邦彦君 島島徳次郎君
青田源太郎君 赤間 文三君
中尾 辰義君 北條 雋八君
浅井 亨君 大竹平八郎君
前田佳都男君 鈴木 恭一君
森部 隆輔君 加賀山之雄君
小平 芳平君 二宮 文造君
鈴木 一弘君 森 八三一君
上原 正吉君 野本 品吉君
松平 勇雄君 最上 英子君
白木義一郎君 柏原 ヤス君
高瀬莊太郎君 岡崎 真一君

中山 福蔵君	和泉 覚君	佐藤 尚武君	小山邦太郎君	植木 光教君	沢田 一精君	中上川アキ君	源田 実君	久保 勘一君	井川 伊平君	岸田 幸雄君	仲原 善一君	豊田 雅孝君	竹中 恒夫君	江藤 智君	山下 春江君	館 哲二君	青柳 秀夫君	堀本 宜実君	藤野 繁雄君	西郷吉之助君	木内 四郎君	田中 茂穂君	寺尾 豊君	平井 太郎君	西川甚五郎君	谷口 慶吉君	鍋島 直紹君	栗原 祐幸君	丸茂 重貞君	温水 三郎君	米田 正文君	鹿島 俊雄君
三木與吉郎君	村上 義一君	野田 俊作君	木暮武太夫君	鈴木 一司君	和田 鶴一君	森田 タマ君	熊谷太三郎君	山崎 齊君	植垣弥一郎君	川上 為治君	坪山 徳弥君	天坊 裕彦君	鈴木 万平君	亀井 光君	山本 利壽君	佐藤 芳男君	平島 敏夫君	堀 末治君	新谷寅三郎君	紅藤 みつ君	植竹 春彦君	大野木秀次郎君	草葉 隆圓君	黒川 武雄君	井野 碩哉君	徳永 正利君	山本 杉君	川野 三暁君	日高 広為君	長谷川 仁君	村山 道雄君	木島 義夫君
北畠 教真君	柴田 栄君	松野 孝一君	石井 桂君	中野 文門君	剣木 亨弘君	斎藤 昇君	河野 謙三君	小柳 牧衛君	林屋龜次郎君	安井 謙君	石原幹市郎君	木村篤太郎君	矢山 有作君	柳岡 秋夫君	瀬谷 英行君	吉田忠三郎君	林 虎雄君	後藤 義隆君	北村 暢君	前田 久吉君	光村 甚助君	大河原 次君	古池 信三君	近藤 信一君	藤田藤太郎君	近藤 鶴代君	杉原 荒太君	佐多 忠隆君	秋山 長造君	岩間 正男君	渡辺 勘吉君	松本 賢一君
大谷藤之助君	西田 信一君	稲浦 鹿蔵君	吉江 勝保君	岡村文四郎君	梶原 茂嘉君	堀見 俊二君	村松 久義君	吉武 恵市君	那 祐一君	高橋進太郎君	鹿島守之助君	津島 壽一君	野々山一三君	小林 篤一君	稲葉 誠一君	櫻井 志郎君	佐野 廣君	武内 五郎君	横山 フク君	白井 勇君	鈴木 壽君	伊藤 顕道君	宮澤 喜一君	戸叶 武君	中村 順造君	下村 定君	小沢久太郎君	加藤シヅエ君	阿部 竹松君	須藤 五郎君	小林 武君	佐野 芳雄君

高山 恒雄君	安田 敏雄君
基 政七君	横川 正市君
小柳 勇君	大矢 正君
鈴木 強君	相澤 重明君
占部 秀男君	田上 松衛君
向井 長年君	藤田 進君
天田 勝正君	成瀬 幡治君
藤原 道子君	村尾 重雄君
椿 繁夫君	大和 与一君
木村禮八郎君	岡田 宗司君
羽生 三七君	曾祢 益君
國務大臣	
外務大臣	椎名悦三郎君
農林大臣	赤城 宗徳君
通商産業大臣	櫻内 義雄君
政府委員	
總理府總務長官	臼井 莊一君
大藏政務次官	鍋島 直紹君
農林政務次官	谷口 慶吉君

昭和三十一年十二月十八日 参議院會議録第八号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 二十五円
(ただし、原稿紙は三十円)
(郵送料共)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大)